

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【公開番号】特開2014-166416(P2014-166416A)

【公開日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2014-049

【出願番号】特願2014-64176(P2014-64176)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月17日(2014.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明の目的は、遊技枠と遊技盤とが着脱自在に構成された遊技機において、遊技枠と遊技盤との着脱作業を容易に行えるようにすることである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

このような構成によれば、出力手段によってシリアル信号方式で出力される複数の枠側シリアル・パラレル変換回路への制御信号の信号線は、遊技枠側中継基板に1つのコネクタを用いて着脱可能に接続されているように構成されているので、遊技枠と遊技盤とが着脱自在に構成された遊技機において、コネクタの着脱を行うだけで遊技枠と遊技盤との着脱作業を容易に行えるようにすることができる。